

## 南海トラフ地震を想定した災害対応力強化業務実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

南海トラフ地震を想定した災害対応力強化業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

本業務は、国および県の南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、本市において、市域を地域ごとにさらに細分化した被害想定を実施し、避難所単位（原則は小学校区単位）で被災状況等を把握することで、各地域に応じたきめ細やかな防災対策の推進を実現し、本市の災害対応力の強化を行うことを目的とする。

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日の翌日～令和9年3月31日

#### (5) 履行場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館  
危機管理局防災企画課

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

#### (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。

#### (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 国税・県税・市町村税の各税について滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 本業務の技術者として、次の要件を満たすものを配置可能であること。

① 管理技術者

- ア 技術士法に基づく技術士資格（総合技術監理部門（応用理学－地球物理及び地球化学）又は応用理学部門（地球物理及び地球化学））の資格を有する者であること。
- イ 国、都道府県および政令市が発注した南海トラフ地震を想定した地震・津波被害想定に関する業務に管理技術者として従事した実績を有する者であること。

② 照査技術者

管理技術者と同等の資格又は能力を有する者であること。ただし、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

## 5 スケジュール

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始          | 2026年4月1日（水曜）        |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 2026年4月14日（火曜）17時30分 |
| (3) 質問受付締切        | 2026年4月17日（金曜）14時    |
| (4) 質問に対する回答      | 2026年4月22日（水曜）       |
| (5) 企画提案書の提出期限    | 2026年5月11日（月曜）       |
| (6) 選定結果通知        | 2026年5月下旬（予定）        |
| (7) 契約締結・事業開始     | 2026年5月下旬（予定）        |
| (8) 事業完了          | 2027年3月末日            |

## 6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 提出期限

2026年4月14日（火曜）17時30分

イ 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書【様式1】
- (イ) 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
- (ウ) 国税、県税、市町村税の各納税証明書（直近の1年分）
- (エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式2】
- (オ) 会社概要・団体概要（任意様式）
- (カ) 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）

ウ 提出書類の交付

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載

※郵送による交付は行わない

エ 提出方法

電子メールにて、8（2）に記載の問合せ先に提出すること。

なお、提出後、一開庁日以内に本市からの返信がない場合は、同項目に記載の電話番号宛てに架電し、確認すること。

(2) 質問の受付

ア 受付期限

2026年4月17日（金曜）14時

イ 提出方法

質問票【様式3】に記入のうえ、電子メールにて、8（2）に記載の問合せ先に提出すること。なお、提出後、一開庁日以内に本市からの返信がない場合は同項目に記載の電話番号宛てに架電し、確認すること。

- ウ 参加者全者に対して、2026年4月22日（水曜）までに電子メールにて回答する。  
なお、回答時の質問の要旨は、事業者が特定できる情報を除く。また、本市の回答は、募集要領等を補足する効力を持つものとする。

### (3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式はPDFとする。
- イ 企画提案書の枚数は、5ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 本業務の実施方針、方法、工程等
  - ② 本業務にかかる実施体制および、業務遂行に係る実施能力と根拠
  - ③ 類似業務実績
  - ④ 提案見積と積算根拠
  - ⑤ 基礎資料の収集・整理項目
  - ⑥ 被害想定の実施項目
- エ 受付期限  
2026年5月11日（月曜）
- オ 提出先  
神戸市危機管理局 防災企画課  
電子メール： kiki\_keikaku@city.kobe.lg.jp
- カ 提出方法  
電子メールにて上記アドレスに提出すること。  
電子メールの件名は、「南海トラフ地震を想定した災害対応力強化業務・企画提案書提出（事業者名）」とし、送付後、8（2）に記載の問合せ先へ受信確認の連絡をすること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的・内容の理解度、工程の計画性【10点】
- イ 業務実施体制と遂行能力【10点】
- ウ 類似業務実績の豊富さ【20点】
- エ 提案内容の的確性【20点】
- オ 独自の知見からの創意工夫【20点】
- カ 費用積算根拠の妥当性【10点】
- キ 地元企業に対する加点【10点】

### (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 留意事項
- (ア) 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、項目「提案内容の的確性」の得点が高い方とする。更に同点が続けば、項目「業務遂行能力と実施体制」、「類似業務実績の豊富さ」の順に各項目の得点から決定する。
  - (イ) 審査の結果、審査委員の平均点が40点に満たない場合や、見積額が「2（3）事業規模（契約上限額）」を超える場合は、失格とする。
  - (ウ) 選定した委託候補者と契約締結の協議を行う。なお、最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。
  - (エ) 契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、本市は、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。また、企画提案書は委託契約書の仕様書に添付する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先及び書類の提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市危機管理局防災企画課 担当：吉野・平井（電話番号 078-322-6236）

Eメール：kiki\_keikaku@city.kobe.lg.jp